

「健康うつのみや21」の計画期間を延長しました！！

○「健康うつのみや21」の策定経緯と趣旨について

平成12年3月、国において、国民の主体的な健康づくり運動を総合的に推進することを目的として、「健康日本21（計画期間：平成12年度～平成22年度）」が策定され、続いて、平成13年3月には、栃木県においても、国と同様に健康づくり運動の推進を目的とした「とちぎ健康21プラン（計画期間：平成13年度～平成22年度）」が策定されました。このような国や県の動きを受け、平成14年9月に、宇都宮市が、市民の皆さんに主体的に健康づくりに取り組んでもらえるよう、健康づくりの指針として策定したものが、「健康うつのみや21（計画期間：平成14年度～平成22年度）」です。

○「健康うつのみや21」の計画期間延長について

「健康うつのみや21」につきましては、生活習慣病対策等の取組の総合的な推進を図れるよう、「医療費適正化計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）※」と計画の終期を合わせ、計画期間の2年間延長を実施しました。なお、国と県においても、同様な考え方から、「健康日本21」と「とちぎ健康21プラン」の計画期間の延長を実施しています。これによって、宇都宮市では、メタボリックシンドローム対策等、国や県と一体的に施策や事業を展開し、市民の皆様の健康づくりを推進していきます。

※ 医療費適正化計画…国が策定した、「生活習慣病対策や中長期的な医療費の適正化」を柱とする計画。メタボリックシンドロームの考え方を取り入れ、保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施を義務付けた。

【計画期間延長のイメージ】

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市	健康うつのみや21			→										延長
国	医療費適正化計画												→	
国	健康日本21	→												
県	とちぎ健康プラン		→											